

2017年12月8日

氏平 三穂子

1、 子どもの貧困対策について

氏平議員

今年度から県では「子ども家庭課」を新設し、子どもの福祉に資する施策を行うということで、大いに期待をしているところです。平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、各自治体では子どもの生活実態調査を行い、具体的な貧困対策の計画が作成されつつあります。本県も市町村と協力し、子どもの生活実態調査を実施し、その調査結果を受けて具体的な施策を検討されるとのことでした。他県で作成されている計画の概要を見ますと、「1 教育の支援」、「2 生活の支援」、「3 保護者の就労支援」、「4 経済的支援」の基本的な支援の柱の中に、県の独自施策として、子どもの居場所づくりや、子ども食堂支援、大学生等進学給付金などの施策が多く出されています。

先日赤磐市にある「子どもの家」の縁側市に参加してきました。「子どもの家」は岡山県では子ども食堂の草分けであり、民家を借りてほぼ毎日食事の提供や、学習支援、時にはお風呂の提供なども行なうなど常設の取組となっています。3年間の実践報告が、代表者からあり、子ども食堂を取り組んでいる他の地域から大勢参加されていました。報告では、現在県内で、20ヶ所の子ども食堂があり、大半は月1～2回程度公的施設などを借りて行っているようですが、常設に向けて検討されている所もあり、こうした取組を行っている団体同士で交流したいという意向が強いことがうかがわれました。平成28年9月議会の私の一般質問では、「子ども食堂の意見交換の場を設けるなど多様な主体との協働による取組を促進していく」とのご答弁でしたが、子ども食堂を開設している団体同士の交流はどのように取り組まれているのでしょうか。知事にお尋ねします。そして、前段でも触れましたが、子どもの貧困対策の施策に「子ども食堂支援」は必ず入れていただきたいと思います。子ども食堂が一番必要としているものは、サービス提供場所の確保です。具体的には公的施設の開放拡大や、民家の借り上げ費用の補助などといった施策をぜひ進めていただきたいと思いますが、知事のご所見をお聞かせください。

いわゆるひとり親家庭の相対的貧困率はご存じのように50%を上回り、子どもの貧困問題では、ひとり親家庭への支援策は不可欠です。県では就労支援など実施されて

いますが、新たな取組は検討されていますか、保健福祉部長にお尋ねします。

また、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当は4ヶ月ごとの支給です。もともと日々のやりくりが厳しいので、まとまったお金が入る支給日に溜まった支払いを済ませた結果、次の支給日までの生活費が足らなくなるという悪循環を生みかねません。そこで自治体によっては希望があれば、毎月の貸し付けを行い、そのやりとりを通じて、家計管理のサポートを行っているようですが、本県ではこうしたひとり親家庭からの要望を把握しておられますか。保健福祉部長にお尋ねします。

知事

日本共産党の氏平議員の質問についてお答えいたします。子どもの貧困対策についてのご質問であります。

まず、子ども食堂のうち団体同士の交流についてであります。県では、子ども食堂などに取り組む民間団体や社会福祉協議会、子育て支援拠点など、支援者を幅広く対象に、子どもの貧困対策をテーマとした交流会や研修会を開催し、その中で子ども食堂の運営課題等についても意見交換を行っているところであります。

今後も、こうした取組を通じ、子どもの貧困に対する支援の輪が広がるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、サービス提供場所の確保についてであります。公的施設の開放拡大については、施設管理者が使用目的や管理上の問題などを踏まえ、適切に判断されるものと考えております。

また、県としては、子ども食堂に対し、民家の借り上げ費用の補助という形での支援は考えておりませんが、食事の提供や学習支援を行う子どもの居場所作りが広く取り組まれるよう、研修会等を通じて、その意義や運営方法等の普及に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

保健福祉部長

お答えいたします。ひとり親家庭支援の新たな取り組みについてであります。ひとり親家庭に対しては、就労や生活、子育て面と多岐にわたる支援策が用意されている一方、内容が複雑でわかりにくいとの声もあることから、まずは、情報提供を工夫し、支援策が有効に活用されるようにすることが重要と考えております。

さらに、今年度実施している子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、ひとり親家庭を含めた生活困窮家庭への効果的な支援について、今後、検討してまいりたいと存じます。次に、児童扶養手当の要望についてであります。児童扶養手当の受給者に対しては、毎年8月に面談による受給資格の確認と併せ、生活上の困りごとなどの様々な相談に応じているところであります。

お話のような一時的に生活資金を必要とする要望があれば、福祉資金などの貸付制度を紹介しているところではありますが、児童扶養手当については、国において、支給方法などの制度改正が検討されていることから、その動向について注視してまいりたいと存じます。以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。子ども食堂の様々な交流の場を作って頂いているということでは、本当に頼もしいと思います。と申しますのも、私はこの子ども食堂というのは今岡山で20件、全国で300。この2年間にこの法律ができてから急速に発展をしております。で例えばこの子どもの家は今は子どもが対象だけれども将来的には障害者や高齢者を対象にした地域の拠点のようなことも展望していきたいという風な報告がありまして、私は子ども食堂というのは誰でも食事を作ってあげたい、助けてあげたい、支援したいという入りやすい窓口だと思うんです。それが障害者や高齢者に結びついて、それぞれの地域地域の拠点になっていくというのは、まさに地域包括ケアの下からの積み上げの拠点ができるということで、非常に大事にこの子ども食堂の取り組みを育ててい行くということが、これから高齢化や地域をまちづくりの視点からも非常に大事な視点になるのではないかという風な期待もしながらこの前聞かせていただいたんですけど、そういう地域作りという拠点という視点からもしっかり応援をして頂きたい、まあ今、借り上げ住宅とかは考えていない、補助金は考えていないということですが、実は長野県は非常に今度の子どもの貧困対策では進んでいるのが、今までは児童館や公民館。こういう所だったけども、これからは空き家、空き店舗、既存の今店をやってる店舗の空きスペース、そして高齢者向けの施設、その一部を借りてでもやろう。こういう風なやっぱり幅広い高齢者や地域を巻き込んだスペースに、子ども食堂や居場所を提供していこうという風な取り組みを考えていらっしゃるの、まあそういった全国の流れからしても、支えて、応援してあげるということがやっぱり必要だと思いますので、ちょっとその辺の所の知事の意気込みをもう一度お答えください。

知事

岡山県庁、知事は子ども食堂には好意的に見えるけれども、でも具体的に借り上げしろと言ったらしない、まあ、どうなのかな、ということなのかなあと理解しながら聞いておりました。私自身この子ども食堂大変いいアイデアだなあと思っているところでございます。困っている人、これはいくつかの理由でそうなんですけれども、困っている人に対してお金を与えるのが生活保護であるわけでありまして。でもそのお金は何にでも使えるだけに、何かの例えば依存症にかかっている人がすぐそれをギャンブルに使ってしまうと本当に困ってしまいますとか、問題があるときに、食べ物という

のは本当に日々必要なものをお渡しすることで、本当に必要な支援に回るということでありますし、あと食べるものはあるけれどその交流だとかがしつけどかそういったものがない家庭もあるわけですし、そういう家庭の子どもにとっては本当に大事な心の繋がり、励ましいろんなものが得られる場所になる可能性が高いと、いうことで、私本当にこれは素晴らしいと思っております。で、形がかなり自由にできるということで、私ほんの数年しかありませんでしたが、アメリカでよくボランティア団体、特にキリスト教団体が教会で曜日を決めて日曜日だったりしますけども、スープを配っている。そこで色々な困りごとについて相談にのっている。一つのコミュニティの素晴らしい形だと思っております。その自由であるだけに法的な支援が多少難しい所があると私自身認識しております。だからこそ、それぞれのボランティア団体であったり、この民間の心ある方がこれくらいちょっとがんばってみようっていうご支援をして頂けるのは本当にありがたいことですし、そういったことに踏み出すきっかけづくりですか、支援づくりの面で役所にはまだまだできることがあるのではないかと考えているところでございます。いい形で是非こういった取り組みが広がって、本当に厳しい状況にある子供たちに、おっしゃられるように将来は子どもたちに限らないのかもしれないけれども、ホッとできる、相談できる場所が増えればいいなという風に思っているところでございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。ひとり親家庭の支援のところですけども、今母子家庭ですね、特に。離婚されて養育費をもらっている家庭が2割います。ほとんど8割の人は離婚しても養育費をもらっていないという問題についてそれぞれ自治体でも離婚届を出しに来た時に、合意書を書いて頂いて、きちっといつ払いますとか、かなり離婚前教育というのでしょうか、そういうこともやられたりして、本当に養育費が入らなければ大変な訳ですから、とくに母子家庭では。そういう養育費をもう少しきちっと払ってもらえるような自治体の支援というのをもっとやっていってはどうかと思うんですけど、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。ひとり親家庭の支援ということで特に母子家庭の場合ですと、離婚された場合に、養育費というのが非常に重要になってくる。しかしながら、今現状ではだいたい2割ぐらいしかもらわれていないんじゃないかということで、それに対して何か対応策がないのか、ということだと思います。ひとつは、その養育費をもらえないという場合においてもある程度所得が低い場合には、先ほど申し上げましたような、児童扶養手当、ということがございます。一方、今ご指摘の直接の養育費につきましては本年度県におきまして、新規事業ということで養育費確保支援事業という

ことを開始させていただいております。これは何かといいますと、研修会などを実施しまして相談にあたる関係職員の相談能力の向上を図る、その中で養育費の相談支援と共に、もう一つ新しい事として、なかなかひとり親家庭の親が養育費の取り決めをする際に、民事というか家庭裁判所に行く。しかしながら、なかなか裁判所の敷居が高いところもございますので、そこで、それへの同行支援を行うということで、新しい事業をさせて頂いているところでございます。以上でございます。

2、 夜間中学の設置について

氏平議員

昨年、就学機会の提供を自治体に求める「教育機会確保法」が成立し、施行されました。その中には、夜間中学の設置も含まれています。現在、夜間中学は8都府県に31校が設置されていますが、文部科学省は、少なくとも各都道府県に1校は設置するようかなり本気に促しています。今後80自治体、その内訳は都道府県レベル6、市町村レベル74が新設を検討、または準備をしているようです。

先日、前文科省事務次官の前川さんの講演を聞きました。前川さんは現在ボランティアで夜間中学の教鞭を取っておられますが、「ニーズは社会の中に隠れている、と同時に本人の心の中にも沈殿している」とおっしゃいました。また、岡山で自主夜間中学を運営されている城之内さんは「なまじっかのニーズ調査では本当のニーズは出てこない。まず、夜間中学の存在を周知させることや実際に作って始めることが大事」とも言われています。問題はニーズをどのように掘むかということです。

全国にある既存の31校の生徒数の内訳を見ますと80.4%は外国人で、入学理由は「日本語が話せる、読み書きができる」が半分を占めています。次に義務教育を終えられなかった高齢者などが15%、不登校などで学び直しのために通う既卒者は4%です。しかし、平成27年7月及び平成28年9月の文部科学省通知により、学齢期の不登校児童生徒や、様々な事情から実質的に十分教育を受けられないまま卒業された方で中学校での学びなおしを希望する方も入学できるようになり、全国の夜間中学では「既卒生徒」が増加しています。

夜間中学に対する国会や政府・文科省の積極的な姿勢とも相まって、これらの法令により、まさに夜間中学の新時代が始まったのではないのでしょうか。

県では今年の3月末までニーズ調査をされたそうですが、調査方法、結果について、教育長にお尋ねします。

先日、国際交流センターで月2回、自主夜間中学をボランティアで行っておられる代表の方の話を聞かせていただきました。現在生徒は3人で、2人が外国人、1人が不登校の既卒者です。様々な世代や国籍の異なる生徒が集うことによる夜間中学の温か

さや学びに向かう雰囲気に触れ、生徒たちは自信を取り戻し、学ぶ意欲を向上させています。わたしはここに、あらゆる人たちの学び直しの場の1つが作れるのではないかと希望を持ちました。

岡山県でも、夜間中学を設置するべきではないでしょうか。検討状況とご所見を併せて教育長にお尋ねします。

教育長

まず、ニーズ調査についてであります。この調査では、夜間中学の教育内容や対象者等について記載したチラシを、公民館や図書館、社会福祉協議会やハローワーク等で配布するとともに、市町村や自治会、民間団体の協力も得ながら周知した結果、家族等からの問い合わせも含め23件の相談があり、県教委としては、夜間中学での学習に対する確実なニーズは、そのうち5件であると判断しております。

次に、検討状況等についてであります。これまでの調査研究により、本県でも様々な学び直しの希望があることや、他県の夜間中学設置には、識字講座や自主夜間中学等の取組が続けられてきた背景があることが分かったところであります。

このため、現在、公民館での学習講座の開催や自主夜間中学との連携など、生涯学習の視点からも検討しており、夜間中学の設置も視野に入れながら、まずは個々のニーズに応じた実質的な学び直しの場を提供できるよう、関係機関等と協議しながら取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。設置について研究と言ったらあんまりできない、検討と言ったら具体的に進められるという風にお聞きするのですが、検討を進めているという認識でよろしいのでしょうか。設置について。

教育長

お答えいたします。先ほど申し上げましたように色々なニーズがあります。特に学びなおしのニーズということで、特に夜間中学に限って学びなおしをしたいといったようなご意見ばかりではない、と。何らかの形で、例えば土曜日日曜日でもいいんだと。いったようなご意見がありますので、あるいは先ほどありましたように、自主夜間中学等ずっと連携してきた中の最終決定、発展形で夜間中学を設置したという事例もあるという事から、まずはそういうひとりひとりのニーズに応じた学びなおしの場を作っていくことが、最優先ではないか、と。その状況を見ながら、つまり夜間中学の設置を視野に入れながら、ということで今関係機関等とも研究・協議をしているということでもあります。以上です。

氏平議員

ご答弁、教育長ありがとうございました。ぜひ様々なニーズをしっかりとつかんで、取り組んで頂きたいと思います。作った学校の色々な話を聞きますと、創った時には4,5人で始めるんだけれども、特にニューカマーと言われる外国の方は自分たちのコミュニティをしっかりと持っていらっしゃるの、わーっと一気に情報が拡がって、ぐっと増えてきた事例というか学校もあるということで、創らないと事が進まないということもありますので、ぜひ検討して頂きたいと思います。

3、 看護師問題について

氏平議員

私は40年間看護や介護の現場にいました。看護の現場はまるで箆に水を灌ぐがごとく、採用しても、しても、退職が後をたちません。その理由は結婚、出産、子育て、配偶者の転勤、病気、親の介護など女性の職場ならではの特徴と、夜勤があるという特殊な勤務形態があるからです。日本の看護師配置は、ベッド100床当たり79人であり、アメリカの359人、ドイツの138人と比べて圧倒的に少ない配置数です。医労連の実態調査でも、慢性疲労を感じる方が7割、仕事を辞めたいと思っている方が7割、体の不調を訴えた方が4割、薬を常用されている方が8割と、健康状態の悪化が深刻になっています。こうした実態があるにもかかわらず、国は看護師需給見通しを先送りしています。高齢化の更なる進展に向けて、看護師の役割は益々増え、国民にとっても安全で安心できる医療や介護を受けるためにも、看護師配置基準の見直しや、看護師の働き方改革に本気で取り組むよう、国に要請すべきではありませんか。保健福祉部長の御所見をお聞かせください。

次に看護師養成について伺います。

慢性的な看護師不足の中で、看護師養成校が県下では29校あり、有難いことですが、これら看護師養成校の平成29年3月卒業者の県内への就職率は65.8%、平成27年度に県内病院へ就職した新卒の1年未満の離職率も9.2%です。この1年未満の離職数は、全国レベルで換算すると看護学校40校分にも相当します。今後県内で新設を予定されている看護師養成校もあるようですが、いくら養成校が増えても、県内での就職率が減ったり、新卒看護師の1割近くが離職したりするようでは、まさに箆に水の状態ではないでしょうか。この問題をどのように解決されようとしているのか保健福祉部長にお尋ねします。

養成校が増えることは歓迎すべきことですが、実習施設が不足し、特に産科、小児科、在宅看護の実習場所の確保に養成校は苦勞されています。山陰や大阪など他県の病院

にお願いし、宿泊場所を確保し、教員が張り付いて実習をさせてもらっているという現状があります。国に対して実習カリキュラムの見直しを要望すべきではないでしょうか。また、県内の民間の産科病院での実習はなかなか受けてもらえない実態があります。県としても民間病院に実習場所の提供を働きかけていただきたいと思いますがいかがでしょうか。それぞれ保健福祉部長にお尋ねします。

保健福祉部長

お答えいたします。看護師問題についてのご質問であります。

まず、看護師配置基準の見直し等についてであります。この基準は、国において必要な調査・研究を行い、慎重な議論を経て適切に設定されているものと考えております。

働き方改革への取組については、昼夜を問わない看護業務の心身への負担は大きいものと認識しており、勤務環境の改善を図るための措置を講ずるよう、既に国に要望しているところであります。

次に、看護師養成校のうち県内就職率等についてであります。県内就職を促進するため、関係団体と連携して就職フェアを開催し、看護学生と地域医療機関とのマッチングを図るなどの取組を行っており、県内の看護師養成校の定員が年々増加している中で、新卒の県内就職率は65%程度で推移しており、就職者数は5年前に比べ約200人増加しております。

また、医療機関が行う新人研修への助成や、勤務環境改善支援センターを通じた医療機関への働きかけなどにより、離職の防止に努めているところであります。

次に、実習カリキュラムについての見直しについてであります。実習は、質の高い看護職員を養成するために行われるものであり、国において必要な調査・研究を行い、慎重な議論を経て適切にカリキュラムが構成されているものと考えております。

なお、国において、患者・住民のニーズの多様化なども踏まえ、今後、実習も含めた教育カリキュラムの見直しが行われていると聞いており、当面、その動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、民間病院への実習場所提供の働きかけについてであります。実習は、養成校と実習施設の綿密な調整と信頼関係のもとで行われるものであり、県から民間病院への一方的な働きかけは困難と考えております。

県としては、実習指導者講習会への参加を病院に呼びかける中で、積極的に実習を受け入れることのメリットを伝えてきたところであり、今後とも継続してまいりたいと存じます。以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。1割、全国的にもそうなんですけどね、新卒が、せっか

く育てて現場に入れた途端に 1 割の人がやめていくというような、これを何とか食い止めていくというのは非常に大事なことだと思うんですけども、1 割近い人が離職をするという背景というかその辺は部長としてはどのように認識されておられますか。何で辞められるんでしょうかね。

保健福祉部長

看護師の方、新卒の看護師の方が 1 年以内に 1 割近く離職される、その原因についてどのように分析しているか、というご質問という風に理解しています。離職率については看護師に限らず、全体の新卒の色々な業種においても離職率が高いというのは昨今問題になっているところでございます。その中で、特に看護師さんにつきましては、議員ご指摘のように夜勤もございまして、そういう形で人間の生体のリズムをなかなか損なう形の勤務形態があるという風なことで大変であるというのは、当然先ほど答弁したとおりでございますし、あるいは、これもいわゆる女性職場になりますので、そうしますと妊娠・出産というような生活の、あるいは人生のポイントにおいてそういう決断をされる場合もあるという風に伺っております。しかしながら、一番行政、あるいは専門団体、専門職能としてのやはりミッション、あるいは意識の高い方がいらっしゃるというのは存じ上げておりますし、あるいは先輩がしっかりとメンターとしてしっかりフォローしていくような体制もあると、いう風に伺っております。県としましてはそのために医療機関が新人研修というのを実施されております。そこについて助成をするというような形で、努力しているところでございます。以上でございます。

氏平議員

ありがとうございました。卒後研修制度とかっていうのを大きな病院では、かなり 3 年くらいまでみっちりしたり、それから夜勤なんかも 1 年くらいは夜勤には入れないで、今の学生たちは実習時間も短くてすぐに夜勤になかなか入りきれないという実態があって、丁寧に、本当に丁寧に丁寧に育てないとなかなか育てないというふうな、その看護師に限らず新卒の若者の特徴かもしれないですけど、そういう卒後研修の充実をしっかりとそれぞれの病院がゆとりをもってやって頂ければ、だいぶ私は違うんじゃないかな、即やっぱり戦力として資格を持っているから、戦力として秋くらいには、夏くらいには夜勤に入れていくというふうな所で、メンタルで辞めていくということを良くお聞きしますので、やはりその辺の実習・指導の在り方、卒後研修の在り方についてですね、県としてもしっかりと指導して頂いて、上手く、折角看護学校に行って国家試験も受かってやろうとしているのに、そこで頭をうってしまって、トラウマみたいになって、一生看護師ができないというふうな人も沢山出ているというふうに聞きますので、その最初の所の導入の時の支援というのが非常に育てて行く上で大事だというふうに思いますので、県としてもそのところに力を入れて頂きたいというふうに思います。

内の就職が65ってというのは、本当にもうちょっと欲しいなと思うんですけど、なかなかこれも色々な所から奨学金もらったり、地元に戻られたりということでもなかなか難しいのかなというふうに思っておりますけども、新卒の1年生を定着させるっていうのにもうちょっと今だったら力を入れて、行くっていうのが方向としてはいいんじゃないかなと私としては思っておりますので、これは要望ですけども、力をいろんな形で出していただけたらありがたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

4、 主要農作物種子法の廃止問題について

氏平議員

私は今年の6月議会でもこの問題を取り上げ、半世紀以上、県の責任で、種子の開発、良質で安価な種子を農民に提供してきた役割は大きく、安易に民間企業に種子の情報が流出しない措置を講ずるべきこと、また県の農業研究所の役割は今後とも継続させるよう求めました。この点では前向きなご答弁をいただきました。先般、私は、農林水産省に出向き、この問題でレクチャーを受けてきました。

農林水産省の説明では、結局、種子法を廃止した目的は、農業競争力強化支援法にあるように、「都道府県等が有する種苗生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」だと、明確にわかりました。また国は当初言っていた種子法にかわるガイドラインも作成しないということです。従って県が担ってきた種子に関する根拠法が無くなった段階で、すべては都道府県の判断、裁量にまかされるとも言われていました。そこでお尋ねします。県としては、今後も農業研究所の役割はしっかり継続されるのでしょうか。また国が言うように農業研究所が蓄積してきた種子の知見を民間事業者から提供するように要請された場合、営利事業者や、外資系の事業者には提供しないことにすべきと考えますが、それぞれ農林水産部長のご所見を伺います。

農林水産部長

お答えいたします。主要農産物種子法の廃止についてのご質問であります。

まず、農業研究所の役割についてであります。国においてガイドラインは示されなかったものの、県としては、高品質な農作物生産のためには、農業者へ優良な種子を安定供給することが重要と考えており、引き続き、農業研究所の役割である奨励品種の選定にかかる試験や、種子生産の元となる原原種や原種の生産を継続してまいりたいと存じます。

次に、知見の民間事業者への提供についてであります。これまでも栽培技術など種子生産に関する知見は、民間業者の求めがあれば提供することとしており、引き続き、我が国農業の国際競争力を強化し、農業を成長産業にするための農業競争力強化支援法

の目的も踏まえながら、適切に対応してまいりたいと存じます。
以上でございます。

氏平議員

前段は農業研究所の役割をしっかりと果たしていくと、いうことで確認させて頂きました。ありがとうございます。後の方ですね、民間とか外資系の企業がちょっと種を出してくれと言ったら、出さないというようなことは決められない。ということのご答弁だったと思うんですけども、国はこのように言ってるんですよ、種子法が外資の参入を防止しているわけではないと、だからこれから日本は民間と公的な所で培ったノウハウでもって競争力をつけて外資の種が入ってきても、それで外資との競争にも対抗していきますと書いているんですけども、モンサントとか勝てるわけないと思うんですよ。日本の種のシェアというのは世界でもほんの微々たる量ですから、やっぱり守っていくという姿勢がないとやられてしまうんじゃないかなと私は思うんですけども。特に、外資系との関係では部長、どのように今認識をされておられますか。外資系の種の会社が「どんどん下さい」と言ってきた場合に、「はい、いいですよ。」とか言って出すんでしょうか。

農林水産部長

外資系の事業者、そういったところから知見の提供という求めがあった場合どうするか、ということでございますけれども、まずその農業競争力強化支援法、これについては我が国の国際競争力を強化をするということでございます。今後外資系の事業者が知見の提供というのがありましたら、その場合は知見の提供の是非も含めまして国とも相談しながら適切に対処して参る、というふうに考えております。以上でございます。